

令和9年度福島県立中学校入学者選抜における基本方針

県立中学校（以下「中学校」という。）入学者選抜は、志願者の意欲・能力・適性等を総合的にみる選抜（以下「一般選抜」という。）によって行う。ただし、ふたば未来学園中学校においては、スポーツ選抜を行うことができる。選抜に当たっては、適性検査等の結果及び小学校の校長から提出される調査書を資料として総合的に判定し、入学予定者を決定するものとする。

1 一般選抜

(1) 一般選抜は、各中学校の特色に配慮しつつ、各中学校の教育を受けるに足る意欲・能力・適性等を総合的に判断する選抜とし、すべての中学校で実施する。一般選抜には、その募集定員の中に各校の特色に応じて地域枠を設けることができる。なお、地域枠の選抜方法の内容は、一般選抜と同じとする。

(2) 選抜の資料は次のとおりとする。

① 適性検査

問題発見・解決能力、思考力、判断力、表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみるために、次の内容で検査を行う。

ア 検査1

数量や図形に関する力をみる内容。

イ 検査2

言語（外国語を含む。）に関する力をみる内容。

ウ 検査3

自然や社会に関する力をみる内容。

② 面接

志願者の目的意識、意欲や長所等をみる。

③ 調査書

調査書は、福島県教育委員会教育長が定める様式及び調査書作成要領に基づき、志願者の在籍している小学校の校長が作成する。

調査書には、各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録などの記載を求め、小学校での学習や生活の状況をみる。

④ その他

志願者の目的意識や地域への思い等について確認するため、志願理由書を用いることを可能とする。

2 スポーツ選抜

(1) スポーツ選抜は、運動能力や、中学校が行おうとする教育への意欲や態度、適性等を総合的にみて判断する選抜とし、ふたば未来学園中学校において実施する。

(2) 選抜の資料は次のとおりとする。

① 実技検査

中学校が求める生徒像に応じて内容を定めて実施し、運動能力をみる。

② 作 文

与えられた課題について考えたことや感じたことなどを定められた文字数でまとめ、表現する力をみる。

③ 面 接

志願者の目的意識、意欲や長所等をみる。

④ 調 査 書

調査書は、福島県教育委員会教育長が定める様式及び調査書作成要領に基づき、志願者の在籍している小学校の校長が作成する。

調査書には、各教科の学習の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録などの記載を求め、小学校での学習や生活の状況をみる。

⑤ 志願理由書

志願者の目的意識や小学校での各種大会の成績等をみる。

3 入学予定者の決定に当たっては、次の手順で行う。

- (1) 一般選抜は、まず、適性検査の成績の合計及び調査書の成績のいずれもが定員内にある者で、かつ調査書の記載事項及び面接の結果に特に問題のない者を入学予定者とし、次にその他の者については、適性検査の成績、調査書の記載事項及び面接の結果を十分に精査して、総合的に判定し、入学予定者を決定する。

ただし、学校の特色に応じて、上記によらず適性検査の成績、調査書の記載事項、志願理由書及び面接の結果を十分に精査して、総合的に判定し、入学予定者を決定することを可能とする。

- (2) スポーツ選抜は、志願理由書、実技検査及び作文の成績、調査書の記載事項並びに面接の結果を十分に精査して、総合的に判定し、入学予定者を決定する。

4 選抜結果の発表については、福島県立中学校入学者選抜WEB出願システムにより行う。

5 入学辞退その他の理由により入学予定者の定員に欠員が生じた場合は、入学予定者とならなかった者の中から速やかに新たな入学予定者を決定し、入学の意思を確認の上、補充するものとする。